

デジタル庁情報システム調達改革検討会

最終報告書

令和5年3月10日

1. はじめに

令和3年6月18日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「デジタル庁は、システムの整備・運用に当たって最新のテクノロジーを大胆に導入することとし、アジャイル開発等の新たな手法や、スタートアップをはじめ革新的な技術を有する民間事業者からの調達等をより円滑に実施するための方法を検討する。」と規定されており、このような多様なシステム開発ニーズに対応していくには、従来とは異なる調達プロセスや体制といった柔軟な契約形態や多種多様なベンダーの参加、適切なベンダー選定が可能な仕組み、調達プロセスの透明性向上のための情報公開等の課題に対して、より柔軟な調達の在り方が必要になることから、デジタル庁では、課題を検討する体制(調達支援・改革担当)を設置し、検討を進めている。

また、令和3年8月25日「デジタル庁における入札制限等の在り方に関する検討会・報告書」においては、調達全般に係る課題として、柔軟で適切な調達プロセス、行政の調達・開発能力の強化、多種多様なベンダーの参加・適切なベンダーの選定、プロセスの明確化・透明性の向上等に関する論点が多数指摘され、令和4年度「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「情報システムに関する政府調達については、参入手続における公平性や迅速性の確保、アジャイル開発等の手法への対応、クラウドを活用したサービス開発等を念頭に、令和4年度（2022年度）に検討を行い、必要に応じ法制度を含め順次整備を進める」とされた。

このように、多様なシステム開発ニーズに対応していくには、従来とは異なる調達プロセスや体制の見直し等、より柔軟な調達のあり方を検討する必要があることから、専門家・有識者で構成する「デジタル庁情報システム調達改革検討会」を設置し、デジタル庁を始めとする政府システム調達に必要な施策の検討及び国内外のシステム調達に係る制度・体制・手法等の先進的な事例を調査、整理するものである。

2. 検討論点

本検討会では、「デジタル庁における入札制限等の在り方に関する検討会」及び「官公庁における情報システム調達に関する実態調査」で提示された情報システム調達に関する課題及び提言から以下の検討論点を導出し、各論点に対して具体的な施策を取りまとめ、海外事例や中小・スタートアップ企業等へのアンケート等を参考にし、情報システム調達の在り方を検討した。

(検討論点)

A 調達プロセスの見直しと体制強化

- A- 1 予算制度の柔軟化
- A- 2 調達制度・調達単位の柔軟化
- A- 3 アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方
- A- 4 発注者のシステム調達能力の強化（調達仕様書の作成・交渉など）

B 多種多様なベンダーの参加、適切なベンダーの選定

- B- 1 中小・スタートアップ企業等の参入機会の拡大
- B- 2 システム調達プラットフォームの整備
- B- 3 システム調達実績の共有・ベンダー選定プロセスの透明化

C プロセスの明確化・透明性の向上等

- C- 1 ベンダーロックインを予防するアーキテクチャの採用
- C- 2 システム調達の透明性に係る検証機能の整備

検討会においては、上記 A～C の 3 つの検討論点を出発点とし議論を重ねてきたが、具体的な施策の方向性については、①機動的・柔軟な調達手続きの改善、②システム調達における発注者側の能力向上、③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大、④ベンダーロックインの排除、⑤内部統制等による透明性の確保、の 5 つに分けて整理した（検討論点と施策の方向性の関係については図 1 「検討論点と施策の方向性の関係」参照）。

本検討会の論点		検討会における議論の単位	施策の方向性
A. 調達プロセスの見直しと体制強化	1 予算制度の柔軟化	A-1(b)前金払・概算払い A-1(a)柔軟性のある運営	③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大
	2 調達制度・調達単位の柔軟化	A-2(a)アジャイル開発よりも大規模一括開発が主流 A-2(b)細分化に向けた発注能力強化 A-4(c)アジャイル開発の経験・知見	① 機動的・柔軟な調達手続きの改善
	3 アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方	A-3(a)アジャイル開発採用時の契約と検収 A-3(b)クラウドサービス調達時の契約 A-3(c)随意契約・契約変更の選択基準	
	4 発注者のシステム調達能力の強化(調達仕様書の作成・交渉など)	A-4(a)発注者の仕様書・契約書作成スキル向上 A-4(b)発注者の提案価格・サービス評価の能力向上 B-3(a)調達実績等を蓄積・共有し活用する仕組み	② システム調達における発注者側の能力向上
	1 中小・スタートアップ企業等の参入機会の拡大	B-1 中小・スタートアップ企業等の参入機会の拡大	③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大
	2 システム調達プラットフォームの整備	B-2 システム調達プラットフォームの整備	⑤ 内部統制等による透明性の確保
	3 システム調達実績の共有・ベンダー選定プロセスの透明化	C-2 に統合して検討	
	1 ベンダーロックインを予防するアーキテクチャの採用	C-1 ベンダーロックインを予防するアーキテクチャの採用	④ ベンダーロックインの排除
	2 システム調達の透明性に係る検証機能の整備	C-2 システム調達の透明性に係る検証機能の整備	⑤ 内部統制等による透明性の確保

図1 検討論点と施策の方向性の関係

3. 施策の内容及び取組みの方向性

本報告書において取りまとめられた施策は、システム調達に限定されることなく広く政府調達全般に係る施策も対象範囲に含めていることから、短期施策として45項目、中期施策として39項目掲げており、非常に広範かつ多くの点について検討・対応を求めるものとなっている。

システム調達を中心とした課題について調達実務の観点から検討を進める中では、制度面の課題のみならず、発注者側の知見不足が大きな課題となっているほか、例えば、状況の変化を顧みること無しに安易に行う前例踏襲、一定のベンダーに長期間業務を実施させたことによる発注者・受注者双方の馴れ合いによる業務改善の停滞や価格高止まり、発注者側と受注者側の事前の接触を過度に制限した結果に起因する発注者側の考え方と受注者側の技術のミスマッチなど、既存の調達ルールや慣習の中にも、多くの課題が横たわっているということが共通の認識であった。

こうした認識のもと、A 調達のプロセスの見直しと体制の強化、B 多種多様なベンダーの参加、適切なベンダーの選定、C プロセスの明確化・透明性の向上等、の3つの課題を抽出したが、これらの課題はそれぞれ密接に関係し、共通で実施すべき事項も多々あることから、これらの課題について、下記5つの施策の方向性に区分して整理した。

以下、5つの施策の方向性毎に概要、主な短期的施策及び主な中期的施策を示す。

①機動的・柔軟な調達手続きの改善

(概要)

機動的・柔軟で継続的なサービスに取り組む（アジャイル開発等）にあたっては、「事業の特性」と「関係の特性」（利用者が求めるタイムラインやチーム規模などの特性）を具体化して、適するプロジェクトを見極めること、機動的・柔軟で継続的なサービス開発の経験と知見を持った要員を備えることが肝要である。

契約については、ベンダーロックインとなっているシステム開発や運用・保守案件を細分化するなど「合理的な調達単位」を検討すること、その検討が可能な人財育成と調査研究（外部調達も含む）を実施することが重要である。

（主な短期的施策の方向性）

施策 1 機動的・柔軟で継続的なサービス開発（アジャイル開発）に適するプロジェクトの選択

- アジャイル開発が選択肢となりうる事業・システム特性や関係者の状況を具体的なプロダクト例等を示しながらガイドし継続的に改善する

施策 2 合理的な調達単位

- 合理的な調達単位の検討について技術妥当性や履行可能性に関する知見を蓄積し、整理した上でシステムの疎結合化の調査研究業務が選択肢となりうるシステムの特性をガイドする
- 調達単位の細分化のメリット、実現可能性の検討観点やリスク、システムの疎結合化と合わせた調達単位細分化のアプローチをガイドする
- アジャイル開発の調達仕様書の雛形、契約書の様式の整備

施策 3 多様な契約・調達方式の整理

- 対象事業・システムの具体特性に応じて、契約方式（準委任契約、請負契約）、調達方式（随意契約、技術的対話による企画競争等）を選択できるように、様式や環境を整える
- 日本版フレームワーク合意方式のスキームを検討し、早期の導入を図る（フレームワーク合意とは、欧米で活用されている、契約を行う一つまたはそれ以上の政府機関と、一つまたはそれ以上の事業者との間の合意のことを指す）
- 適切と考えられる随意契約・変更契約の事例共有、ガイド

施策 4 クラウドサービスの円滑な契約促進

- ガバメントクラウド本格運用に向けた契約、利用ルールやガバナンス、及び運用体制の整理を行う（クラウドサービス利用算定フォーマット整備を含む）
- クラウドサービス契約の複数年度化の検討を行う

(主な中期的施策の方向性)

- ・ 機動的・柔軟で継続的なサービス開発の経験と知見を持った要員の育成と体制づくり
- ・ 準委任契約（履行割合型、目的物を指定する成果報酬型）、請負契約を組み合わせた混合型の契約方式を検討
- ・ 隨意契約や変更契約の具体的理由については、対外的に公表

②システム調達における発注者側の能力向上

(概要)

発注者側の経験不足により、調達仕様書や契約書の記載が十分でないケースが生じているため、調達仕様書作成能力の確保、契約書作成支援の施策が必要である。

ベンダー選定プロセスの妥当性を高める上で、提案価格やサービス内容を適切に評価するためには、システム調達の実績の体系化や、発注者側のベンダーの技術を評価する知見・経験が必要である。

(主な短期的施策の方向性)

施策 5 仕様書・契約書などの属人化排除

- ・ 発注者向けの調達仕様書の雛形（詳細版）を作成し、関連省庁に共有・活用する
- ・ 現在のデジタル庁の標準契約書（請負契約）に加えて、事業特性を踏まえた契約を行えるよう、契約書の雛形（準委任契約など）を複数種類作成し、公開する
- ・ デジタル庁にて、調達仕様書作成の相談窓口を設置するとともに、作成された調達仕様書の内容をレビューする体制を構築する

施策 6 発注者側の知見・経験蓄積

- ・ 調達仕様書作成の勉強会を実施して作成能力の向上策を検討するとともに、情報システム調達人材に求められるスキルを整理する
- ・ 発注者のシステム調達能力を向上させるために、参考となる調達仕様書や定量的な情報（システム概要、要件・金額規模、期間）等をデータベース化し、蓄積していく

(主な中期的施策の方向性)

- ・ 調達に係る人材について、求められるスキルを持った人材を確保するために、人材育成・採用の方針について関連部署と情報を共有するとともに、必要な施策（専門人材育成を考慮した研修の強化やローテーション等）についても提言する
- ・ 調達相談窓口で、契約に係る助言も実施出来るよう体制構築を検討する（FAQなどを蓄積し、共有する）。また、窓口だけでなく、コミュニティベースでお互いに学びあう仕組みを作ることも検討する

- ・調達実績情報（案件名、契約金額など）を共有し、調達規模や調達内容を共有・活用できるような仕組み・システムを実現する（ただし、各府省の意見や民間団体のヒアリング結果を加味した公開内容、公開範囲の設計が必要）。また、調達実績情報については、透明性の強化のために、国民への開示も検討する

③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大

(概要)

システム調達で一者応札や一部の大手ベンダーへの発注の集中が生じていることに対して、高度な技術力を持つ中小・スタートアップ企業等を含めた多様な事業者の参入を促すために施策を講じる必要がある。

(主な短期的施策の方向性)

施策7 事務手続きの簡素化、情報公開

- ・入札説明書に電子入札・電子契約を原則とする旨を記載した上で、既存の仕組み（GEPSや調達ポータル、e-Tax等）を活用し、公告から契約締結までの事務手続きのデジタル化やペーパレス化、提出書類の削減等の事務の簡素化を検討する
- ・年間の調達計画（WTO案件）を中心に調達情報等を早期に開示する

施策8 多様な企業の参入促進

- ・中小・スタートアップ企業等が財務や実績が求められる高い等級を取得することは難しいことから、入札参加資格の等級制限の緩和等、提案内容を重視した落札者選定手法（技術対話方式や企画競争）の積極的な活用を検討する
- ・国として受容できるリスク・受容できないリスクを整理し、損害賠償金額の上限設定の合理的な判断ができるよう上限設定の基準を検討する
- ・システム調達においては、中小・スタートアップ企業等との直接契約を増やす環境を整備するまでの当面の対応として、中小・スタートアップ企業等の役割分担を明確にし、参入障壁になっている事務手続きや法的リスク（損害賠償の上限がない契約）を委託元が担うことを前提とした再委託を活用する

施策9 システム調達プラットフォームの整備(デジタルマーケットプレイスの導入)

- ・デジタル庁は、2023年度中にデジタルマーケットプレイス(DMP)に必要となるカタログサイトのアルファ版構築を行い、幅広い事業者のサービス登録を募る。その上で事業者・行政機関双方の利用体験について検証を進め、次年度以降のサイト整備につなげる
- ・DMPの調達手法を我が国で導入する上で必要となる制度の課題整理を進める。その内容を踏まえ、自治体等も含む行政機関でのDMP活用のあり方を検討する

※DMPとは、事業者が事前に提供するサービスをカタログサイトに登録し、行政機関はカタログサイト上に登録されたサービスの中から調達仕様に対して最も適切なものを検索・選択し、契約することが出来る仕組み。本検討ではSaaS(Software as a Service)及びその導入支援サービスを、DMPを通じて調達することを想定している。

(主な中期的施策の方向性)

- ・システム調達における再委託比率制限の撤廃や緩和について、“中抜き”を防止するような再委託に関するガイドラインを整備する
- ・損害賠償金額上限の設定の考え方に関するガイドライン群を整備することも含めて検討する
- ・様式の統一化や簡易的に受発注を行えるような手続き（DMP等の活用）、幅広い端末で入札できる環境を検討する
- ・中小・スタートアップ企業等との直接契約を増やすよう、調達担当官の適切な責任分解点で契約区分を切る能力を高める
- ・また、高度な技術力を持つ中小・スタートアップ企業等に調達担当官が能動的に働きかけられるよう、中小・スタートアップ企業等の情報やエコシステムの仕組みをもつ省庁や自治体等との連携を検討する
- ・カタログサイトの構築、調達手続きの整理ができ次第、まずはデジタル庁でDMPによる調達を試行する。その上で、中央官庁、自治体等、デジタル庁以外の行政機関によるDMP活用について、運用体制も加味しながら段階的に拡大することを検討する

④ベンダーロックインの排除

(概要)

密結合なシステム設計や仕様のブラックボックス化により、レガシーシステムではベンダーロックインが生じる傾向にあることに対し、システムの疎結合化やオープンな技術の採用の促進に向けた施策と、仕様のブラックボックス化を防ぐ情報公開施策を検討する必要がある。

ベンダー独自仕様の組み込みや知的財産権に係る制限によっても、ベンダーロックインが生じていることに対し、情報システム調達時の請負事業者の知的財産権を保護しつつもベンダーロックインの予防に寄与する施策を検討する。

(主な短期的施策の方向性)

施策 10 疎結合化やオープンな技術の促進

- ・疎結合化やオープンな技術の採用に成功した優良事例について、実現性調査や検証の進め方も含めた成功事例集を作成し共有する
- ・既存システムの次期更改に向けて、疎結合化やオープンな技術の採用、データポータビリティ等に係る調査研究・実機検証業務を調達することをガイドで後押しする

- ・事業者の入札検討時に、ブラックボックス化を防ぐための資料（ソースコードやインフラ設定等）を閲覧・検索出来るような仕組み・準備をガイドに落とし込む
- ・デジタル庁内において、疎結合化やオープンな技術の採用に関する調達仕様書の記載内容等について相談可能な窓口を整備する
- ・一者応札の防止に向け、一者応札の要因を整理し、その対策としての具体的な仕様書の記載案を整理し、類似事例における防止方法としてチェックすべき事項の整理を行い、デジタル庁での試行を検討する

※デジタル庁全体として注力しているサービスデザインやUI、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化等の「標準の策定・推進」や、ガバメントクラウドやガバメントソリューションサービス等の「共通機能の整備・展開」等の取組においても、ベンダーロックイン排除に寄与する想定

施策 11 請負事業者の知的財産権の保護とベンダーロックインの予防のバランスへの配慮

(主な中期的施策の方向性)

- ・ソースコードの再利用・共同利用の推進策、および権利関係の整理、セキュリティ確保、改善・課題リクエスト対応運営といった事項を事前検討した上で、オープンソース化のポリシーを整備し、運営詳細を、役割責任を明確にしながらガイドに落とし込む
- ・疎結合化やオープンな技術の採用に向けた相談窓口を府省庁横断的に整備する
- ・オープンソースとして公開する際に使用する基盤やプラットフォームの準備と対応運営に向けた人員を採用・育成する
- ・知的財産権の所有関係とともに、データベース構造やソースコード等が事業者側に知的財産権が帰属することを理由に直接開示できない場合でも、改修・運用に必要な内容に変換したうえで提供が受けられることやその必要負担の考え方、ベンダーとの協議内容をガイドする。また、改修・運用に必要な内容の提供を受けるための契約書様式を、情報システム調達の類型（発注側と事業者の関係）ごとに整える
- ・システム全体の在り方を検討し、オープンソース化することでメリットがあるものに限り、オープンソース化に適したソースコード/モジュールについて、コミュニティの管理・運用ルールや環境整備等を検討した上、その実現を目指す

⑤内部統制等による透明性の確保

(概要)

民間人材が多いデジタル庁においては、より一層の透明性の充実・ルールの作成が求められることから、システム調達の透明性・実効性を図る施策が必要である。

(主な短期的施策の方向性)

施策 12 透明性を支える内部統制等の充実及びサポート部門との連携による実効性の確保

- ・ 調達監査部門全体における役割を強化・徹底する
- ・ 内部監査部門は調達プロセスについて、準拠性の観点からチェックリストの整備による質の高いモニタリングを実施するとともに、PDCAサイクルを回すことで、ガイドラインの定着化を図る
- ・ サポート部門は、相談窓口として活用することで、助言機能として整備する
- ・ 調達支援チームは調達監査部門横断的に統制を図ることで、PDCAサイクルの実効性を担保する。また、サポート部門とも連携して、効果的・効率的なシステム調達ができるよう調達担当者に対して積極的に助言・支援する

施策 13 システム調達情報の明確化

- ・ 事業者との事前接触においては、技術的対話による企画競争を推進しつつ、情報提供依頼(RFI)や意見招請も活用しながら、不適切なやり取りにならないようルールを遵守した上で対話を推進する。また、技術的対話やRFIの活用を促すため、実施する際の活用例をまとめる。併せて、民間からの出向者等向けにルールや資料についての周知及び説明会を実施する。

(主な中期的施策の方向性)

- ・ 調達に関する情報を外部に開示する方法を検討する。開示方法の検討においては、既存の仕組み(GEPSや調達ポータル)を活用し、効率的な導入を推進する(「①機動的・柔軟な調達手続きの改善」の中期的施策「随意契約や変更契約の具体的理由については、対外的に公表」、「②システム調達における発注者側の能力向上」の中期的施策「調達実績情報については、透明性の強化のために、国民への開示も検討する」も参照)
- ・ 内部監査部門において、専門人材を外部及び内部から確保する。人材採用の際は、過去の慣例踏襲に傾くことがないよう、新しい観点で改善できる人材を確保するという点に留意する

3. 短期的施策の方向性を取り込んだ将来像

上記5つの施策の方向性の短期的施策を取り込み、利用者、事業者（ベンダー等）、府省庁、府省庁横断組織などの関係者との関係性について検討した結果を以下で将来像イメージとして示す（図2「短期的施策の方向性を取り込んだ将来像」参照）。



図2 短期的施策の方向性を取り込んだ将来像

4. 施策の方向性（詳細）

「3. 施策の内容及び取組みの方向性」に記載した5つの施策の方向性を整理する元となった検討論点（「2. 検討論点」参照）について、各論点を5つの施策の方向性、及び、13の施策と関連付けて整理し、短期的施策、中期的施策及び参考として検討会等で議論された主な内容について以下に示す。

	施策の方向性	頁数	検討会における議論の単位
① 機動的・柔軟な 調達手続きの改善	施策1 機動的・柔軟で継続的なサービス開発 (アジャイル開発)に適するプロジェクトの選択	P.12	A-1(a)柔軟性のある運営 A-2(a)アジャイル開発よりも大規模一括開発が主流 A-4(c)アジャイル開発の経験・知見
	施策2 合理的な調達単位	P.14	A-2(b)細分化に向けた発注能力強化
	施策3 多様な契約・調達方式の整理	P.15	A-3(a)アジャイル開発採用時の契約と検収 A-3(c)随意契約・契約変更の選択基準
	施策4 クラウドサービスの円滑な契約促進	P.18	A-3(b)クラウドサービス調達時の契約
② システム調達における 発注者側の能力向上	施策5 仕様書・契約書などの属人化排除	P.19	A-4(a)発注者の仕様書・契約書作成スキル向上
	施策6 発注者側の知見・経験蓄積	P.20	A-4(b)発注者の提案価格・サービス評価の能力向上 B-3(a)調達実績等を蓄積・共有し活用する仕組み
③ 中小・スタートアップ 企業等の参入機会拡大	施策7 事務手続の簡素化、情報公開	P.22	A-1(b)前金払・概算払い B-1中小・スタートアップ企業等の参入機会の拡大 B-2システム調達プラットフォームの整備
	施策8 多様な企業の参入促進		
	施策9 システム調達プラットフォームの整備(デジタルマーケットプレイスの導入)		
④ ベンダーロックインの 排除	施策10 疎結合化やオープンな技術の促進	P.25	C-1ベンダーロックインを予防するアーキテクチャの採用
	施策11 請負事業者の知的財産権の保護とベンダーロックインの予防のバランスへの配慮		
⑤ 内部統制等による 透明性の確保	施策12 透明性を支える内部統制等の充実及びサポート部門との連携による実効性の確保	P.27	C-2システム調達の透明性に係る検証機能の整備
	施策13 システム調達情報の明確化		

図3 将来像の実現に向けた施策の方向性（詳細）

①機動的・柔軟な調達手続きの改善

施策1 機動的・柔軟で継続的なサービス開発（アジャイル開発）に適するプロジェクトの選択

（関連する検討論点と詳細な施策）

■ 検討論点「A-1(a) 柔軟性のある運営」に係る施策の方向性

【短期的施策】

- ・ デジタルサービスの本番稼働中に可観測性を活用することで柔軟性のあるサービス改善を行うために、アプリケーション保守や運用フェーズにおける分析・改善企画支援の調達をガイドする
- ・ デジタルサービスにおける可観測性を活用したKPI設定の事例を収集し、各PJMOが参考とできるように展開する

【中期的施策】

- ・ IT製品・サービス市場調査を後押しするための事業者とのコミュニケーションの場を検討する
- ・ 高度な技術力のある企業に能動的に働きかけられるよう、各企業の情報やエコシステムの仕組みをもつ省庁や自治体等との連携を検討する
- ・ 優良事例を収集・整理したうえで、定量的指標を測定・分析しながら、事業の継続的改善を行う、分析・改善企画のトレーニングを実施する

■ 検討論点「A-2 (a)アジャイル開発よりも大規模一括開発が主流」

「A-4 (c)アジャイル開発の経験・知見」に係る施策の方向性

【短期的施策】

- ・ アジャイル開発が選択肢となりうる事業・システム特性や関係者の状況を具体的なプロダクト例等を示しながらガイドする
 - 事業・システム特性
 - 要件の変動可能性、分離容易性
 - システム開発スコープ、機能のクリティカルさ
 - 省庁幹部の監督レベル、支持度合い
 - 関係者の状況
 - 利用者が求めるリリースタイムライン
 - 巻き込み可能な利用者と度合い
 - チームの規模や複雑性、要員の熟練度
 - システム統合責任を発注側でどこまで負うか

- ・ アジャイル開発を実行したプロジェクトから、ガイド内容の妥当性に関するフィードバックを受領し改善する
- ・ MVP（Minimum Viable Product, 実用的で最小限の範囲で動くプロダクト）や検査の合否判定基準やレビュー・受入方法を具体指定する調達仕様書等の雛形を整える
- ・ 対象事業・システムの具体特性に応じて、準委任契約（履行割合型、目的物を指定する成果報酬型）、請負契約を選択できるように、様式を整える
- ・ 当該様式の整備については、事業者への意見聴取や調達契約班と連携して契約書の雛形を複数整備した際に選択しやすいものとする等、事業者・調達者の双方が利用しやすいものを検討する
- ・ 契約形態について、契約方式等を柔軟に選定できる環境を整えられるようデジタル庁内で試行、検討する。（デジタル庁としての試行のマイルストーンの作成）

【中期的施策】

- ・ 準委任契約（履行割合型、目的物を指定する成果報酬型）、請負契約を組み合わせた混合型の契約条項をPJMOと会計課が検討するプロセスを整える
- ・ アジャイル開発を実際に実行したプロジェクトから、調達仕様書等の雛形の内容妥当性に関するフィードバックを受領し改善する
- ・ 混合型の契約を作成可能とする、条項の転用パターンを整える
- ・ アジャイル開発に必要となる人材・スキルを整理し、調達人材の強化を検討する
- ・ アジャイル知見を有する人材の増加に向けて、アジャイル開発に求められるスキルに係る研修制度を導入し、希望するPJMOに対してトレーニングやコーチングの利用を支援する
- ・ アジャイル開発を含むシステム調達に対応できるデジタル庁職員を育成し、どこにどのような人材が必要なのかを分析した上で、省庁横断で必要な人材を適切に割り当てられる体制を検討する

施策 2 合理的な調達単位

(関連する検討論点と詳細な施策)

■ 検討論点「A-2 (b) 細分化に向けた発注能力強化」に係る施策の方向性

【短期的施策】

- システムの疎結合化の調査研究業務が選択肢となりうるシステムの特性をガイドする
 - 選択肢となりうるシステムの特性例
 - ベンダーロックイン*や一者応札等でコストが高止まりしている
 - * ベンダーロックイン対策としては、C-1 の施策を合わせて行う
 - 密結合状態であり、変更が容易でない(いわゆるレガシーシステム等)
 - より迅速なリリースで事業効果ができる
- 調達単位の細分化のメリットとともに、そもそもの実現可能性の検討観点やリスク、システムの疎結合化と合わせた調達単位細分化のアプローチをガイドする

【中期的施策】

- 蓄積された細分化実績に基づいて、システムの調達単位細分化例をガイドする。及び合理的な調達単位の検討について技術妥当性や履行可能性に関する知見を蓄積し、整理する（レガシーシステムから如何にして分離するか、そのパターンを検討し研究結果を蓄積していく）

(参考) 検討会等で議論された主な内容（議事概要より引用）

※「A-2 (a) アジャイル開発よりも大規模一括開発が主流」、「A-4 (c) アジャイル開発の経験・知見」、

「A-2 (b) 細分化に向けた発注能力強化」共通

- アジャイル開発を適用すべきか分かりやすいように、アジャイル開発のマニュアルやガイドにて具体的なプロダクトの例示（例：国民が UI・UX を使うもの等）を示す
- 合理的な調達単位の検討について、他府省庁も含めたシステム調達を通じて技術妥当性や履行可能性に関する知見を蓄積し、整理した上でガイドに反映する
- 契約書の雛形を作る上では事業者の意見を聞きながら取り組むことが望ましい。また、国の中で契約書の雛形を作る調達契約班と連携して、契約書の雛形を細分化したときに使いやすいものにする必要がある
- アジャイル開発に対応できるような人員が配置できるように、どこに人が必要なのかを分析し、必要な人材を適切に割り当てられるような体制の検討が必要である
- プロダクトオーナー・組織リーダー向けと同時に、検収を行うメンバー向けのトレーニングも必要である

施策3 多様な契約・調達方式の整理

(関連する検討論点と詳細な施策)

■ 検討論点「A-3 (a)アジャイル開発採用時の契約と検収」に係る施策の方向性

【短期的施策】

- 準委任契約を用いたアジャイル開発における、契約・検収時のポイントをガイドライン群に反映する
 - 完了の定義、コードの質、従うべき基準等の調達仕様書等への記述
 - TechFAR ハンドブック（米国）にて、ソフトウェアの受入基準、「完了の定義」を満たすために完了すべきタスク、コードの質、基準の遵守を事前に定めることを要求しており、参考にする
 - 検収は各スプリントで行い、完了の定義、コードの質、従うべき基準を満たしていることを確認する
 - 開発手法としてアジャイル開発を選択し、契約書上具体的な成果物が指定されない場合でも、インクリメントが調達時に指定した完了の定義、アウトプットされるコードの質、従うべき規則や基準・ガイドラインを満たしているか確認したうえで、検収を行う
 - 準委任契約を用いたアジャイル開発における、契約・様式、検収基準や条件、検収回数の増加が事務の煩雑さを招かないような工夫等のポイントを示したガイドを作成する
 - 発注者・事業者の役割定義
 - プロダクトオーナー、スクラムマスター、契約オフィサー等の役割を定義する（ただし案件ごとの違いや柔軟性について考慮する）
 - 完成果物の記載レベル
 - プロダクトバックログ、デザインモック、プロトタイプ、レポート、移行計画、ソースコード等で構成する
 - 名称、納入期限、納入方法の記載に留める（成果物の内容詳細の記載は行わない）
 - 完品質の監視方法
 - 事業者がサービスレベルの達成を保証することに対しての、政府側の監視行為の手順・ガイドをサンプル記述する

【中期的施策】

- プロダクトオーナー等への研修を企画・実行し、アジャイル開発に適した人財を育成する
- アジャイル開発に関わった人同士がプラクティスをシェアできる場やアジャイル開発・準委任契約が適切なプロジェクトの事例集・失敗集の作成を検討する

(参考) 検討会等で議論された主な内容（議事概要より引用）

- ・ アジャイル開発であること自体が重くならないよう、各スプリントの検収は重要なところだけの確認にとどめ、最終的なものは最後に回す等重み付けに配慮すべきである
- ・ ガイドラインについては、官民双方がアクセス可能なものとし、継続的にアップデートすることが重要である
- ・ トレーニングについて、プロダクトオーナーの研修は重要だが、周囲の理解や、組織作りも大切であることから、ある一定の年次以上の人にはトレーニングで知識を身に着けてもらう等、他のメンバーにも理解を深めてもらうことが重要である
- ・ 開発をやる際に行政・ベンダーが一緒にやって作り上げるというマインドセットも必要であり、アジャイル開発に関わった人同士がプラクティスをシェアできる場やアジャイル開発・準委任契約が適切なプロジェクトの事例集・失敗集の整備を検討する

■ 検討論点「A-3(c)随意契約・契約変更の選択基準」に係る施策の方向性

【短期的施策】

- ・ 随意契約や契約変更実績の中から、妥当と考えられる実績を抽出して事例集として共有する。また、抽出した実績を参考にして、随意契約や変更契約を適用する際の判断基準となるガイドラインを作成する
- ・ 契約価格の高止まり等を防ぐため、コスト・品質面での妥当性・適正性が確認されたうえで随意契約又は契約変更ができるよう、具体的な観点を整理して担当者に共有する

【中期的施策】

- ・ 契約変更において、当初の競争性を確保するうえでも、制度として変更される契約金額の上限目安等を明らかにする。また、契約の公平性・透明性を確保したうえで、契約変更の採用基準についても検討する
- ・ 契約内容について内部監査を実施する際は、公正性・正確性・合規性のみならず VFM（支払いに対して最も価値の高いサービスを供給するという考え方）も観点に入れて実施する
- ・ 随意契約や変更契約を実施した際の具体的理由について、対外的に公表することを検討する

(参考) 検討会等で議論された主な内容（議事概要より引用）

- ・ 契約変更に対するガイドラインを作成する際は、民法に書いてあるが会計法に記載が無い内容を盛り込むことは難しいため、債務不履行をはじめ、民法の大原則は会計法には記載がないという点を念頭に置きつつ、作成する必要がある
- ・ 契約変更と随意契約の事例については、そもそも法令に対する知識が不足していることが散見されるため、ガイドライン作成は有用と考える

- ・ アジャイル開発を想定した随意契約においては、契約者以外による履行が不利にならないよう留意すべきである

施策4 クラウドサービスの円滑な契約促進

(関連する検討論点と詳細な施策)

検討論点「A-3(b)クラウドサービス調達時の契約」に係る施策の方向性

【短期的施策】

<ガバメントクラウド関連>

- ・ 日本版フレームワーク合意方式のスキームを検討し、早期の導入を図る。（フレームワーク合意とは、欧米で活用されている、契約を行う一つまたはそれ以上の政府機関と、一つまたはそれ以上の事業者との間の契約のことを目指す）
- ・ 各府省が日本版フレームワーク合意方式を利用できるようポータルサイトや契約様式を整備するとともに、個別契約を締結するガイドを整備する
- ・ クラウド事業者と契約を結ぶ府省を決定し、各府省の利用ルールやガバナンスを検討する。また、契約に関する問い合わせについて、担当者をサポートできる人員を確保する

<クラウドサービス関連>

- ・ 第二期政府共通プラットフォームやガバメントクラウドの事例を参考に、クラウドサービスの契約形態として、中間事業者を介した単価契約や、クラウドサービス事業者との直接契約を締結するパターンを整理する
- ・ また、事業計画等を勘案して、複数年契約の利用を検討する旨をデジタル・ガバメント推進標準ガイドラインに記載する
- ・ 契約期間中にサービスの単価が変動する場合や、新たなサービスが追加利用される場合を考慮した契約様式を整備する
- ・ リセラー（中間事業者）とクラウドサービスを契約する際、リセラーを競争させるために調達時に使用するクラウドサービス利用料の算定フォーマットを整備する

【中期的施策】

- ・ なし

(参考) 検討会等で議論された主な内容（議事概要より引用）

- ・ 長期継続契約について、予決令の102条の2で列挙されているが、自治体の事例を見るともっと広く記載しているものもあるのでそちらが参考になると考えている
- ・ 長期継続契約については、例外的な扱いのため、具体的なリストを記載しなくてはならない。本当に必要かどうかを検証して、リストアップするか検討すべきであり、法形式は法律に基づかなくてはならない。契約の内容をよく検証し、元のルール制度に則り、法律に反しない範囲で政令のリストに記載を検討していただきたい

②システム調達における発注者側の能力向上

施策5 仕様書・契約書などの属人化排除

(関連する検討論点と詳細な施策)

■ 検討論点「A-4(a)発注者の仕様書・契約書作成スキル向上」に係る施策の方向性

【短期的施策】

- ・ 発注者向けの調達仕様書サンプル（詳細版）を作成し、関連省庁に共有・活用する
- ・ 望ましくない調達仕様書の記載例について、コラム等の形式でデジタル・ガバメント推進標準ガイドライン群を更新し、各府省に共有する
- ・ 現在のデジタル庁の標準契約書（請負契約）に加えて、事業特性を踏まえた契約を行えるよう、契約書の雛形（準委任契約等）を複数種類作成し、公開する
- ・ デジタル庁にて、調達仕様書作成の相談窓口を設置するとともに、作成された調達仕様書の内容をレビューする体制を構築する
- ・ 調達仕様書作成の勉強会を実施して作成能力の向上策を検討するとともに、情報システム調達人材に求められるスキルを整理する

【中期的施策】

- ・ 調達に係る人材について、求められるスキルを持った人材を確保するために、人材育成・採用の方針について関連部署と情報を共有するとともに、必要な施策（専門人材育成を考慮した研修の強化やローテーション等）についても提言する。また、最低限のシステム調達に関する知識の習得を目的としたセミナーの開催等を通じて、職員全体の底上げを図る
- ・ 調達相談窓口で、契約に係る助言も実施出来るよう体制構築を検討する（FAQ等を蓄積し、共有する）。また、窓口だけでなく、担当者がお互いに情報交換し、学びあう場を作ることも検討する
- ・ 調達仕様書の作成においては、共通した仕様書の書き方の伝授やスキルセットの支援をする点について、外郭団体、民間企業との協力を検討する
- ・ 契約書の作成において、契約書作成を自動化する外部のサービス等のリーガルサービスの導入や契約書レビューを実施する弁護士を省庁内に配置することを検討する

施策6 発注者側の知見・経験蓄積

(関連する検討論点と詳細な施策)

■ 検討論点 「A-4(b)発注者の提案価格・サービス評価の能力向上」

「B-3(a)調達実績等を蓄積・共有し活用する仕組み」に係る施策の方向性

【短期的施策】

- ・ 発注者のシステム調達能力を向上させるために、参考となる調達仕様書や定量的な情報（システム概要、要件・金額規模、期間）を蓄積していく
- ・ 調達情報等をシステムに入力する際、情報を入力する各省の負担が大きいとされたODBでの反省に鑑み、入力者の負担を軽減し、情報の入力率・正確性向上の解決を図ると共に、入力のモチベーション向上のためにメリットとなる利活用方法について検討する

【中期的施策】

- ・ 調達実績情報（案件名、契約金額等）を共有し、調達規模や調達内容を共有・活用できるような仕組み・システムを実現する（ただし、各府省の意見や民間団体のヒアリング結果を加味した公開内容、公開範囲の設計が必要）。また、調達実績情報については、透明性の強化のために、国民への開示も検討する
- ・ 調達に携わる担当者が、効果的に蓄積された調達実績情報やベンダー情報を把握し、活用できるような研修等の実施を検討する
- ・ ベンダーの定性的な情報（能力評価等）入手する際は、公共工事調達の事例がシステム調達にも適用できるかを検討する。また、公共工事調達の事例を参考にする際には、活用するメリットを事前に整理する

(参考) 検討会等で議論された主な内容（議事概要より引用）

※「A-4(a)発注者の仕様書・契約書作成スキル向上」、「A-4(b)発注者の提案価格・サービス評価の能力向上」、「B-3(a)調達実績等を蓄積・共有し活用する仕組み」共通

- ・ 調達仕様書作成の相談窓口の設置を検討する際は、イギリスのCCS（Crown Commercial Service）を参考にして、専門的な調達を扱う部署の組成を考えるとよい。また、窓口だけでなく、コミュニティベースでお互いに学びあう仕組みも作るとよい
- ・ 調達仕様書の作成においては、共同調達支援を行い、共通した仕様書の書き方の伝授やスキルセットの支援をする点について外郭団体、民間企業との協力を検討することも必要である
- ・ 契約書作成の支援体制について、契約書作成を自動化する外部のサービス等、リーガルサービスを導入することや、契約書をレビューできる立場の弁護士を省庁内にもっと配置することも検討する
- ・ 調達に係る専門人材の教育においては、モチベーションを高めるために、教育を受けた方のインセンティブを与えるといったことも考えられる。また、専門人材の育成だけでなく、シ

システム調達に関する知識の習得を目的としたセミナーの開催等を通じて、職員全体の底上げを図ることも必要である

- ・ベンダー選定プロセスの妥当性について、各府省のCIO補佐官に助言を求めていたため、各CIOにヒアリングすることは有用である。又、信頼性については行政レビューで評価していたため、後々振り返れるようにデータベース化していくことが重要である
- ・ベンダーの能力評価について、評価の仕組みとして公共工事調達の事例を参考にする際は、事前に事例を活用するメリットの整理が必要である
- ・システム調達のデータを蓄積するシステムを構築する際は、ODBにおける経験を生かし、ユーザーのフィードバックを受けて設計や項目を改善できるような体制を用意すべきである
- ・システム調達実績の共有においては、担当者が異動しても次の担当者がローデータを手掛かりに継続できるよう、プロジェクトのローデータをデータベースに蓄積することが必要である。また、データベースを設計する際、データの概要を把握するためのフラグ立てについては、複数の府省で検討すべきである

③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大

施策7 事務手続の簡素化、情報公開

施策8 多様な企業の参入促進

施策9 システム調達プラットフォームの整備(デジタルマーケットプレイスの導入)

(関連する検討論点と詳細な施策)

■ 検討論点「A-1(b) 前金払・概算払い」に係る施策の方向性

【短期的施策】

- ・ 情報システムの特性上、給付の確認（検査・検収）を経た支払いが適するため、調達仕様書において予め納品時期・納品物を定義した部分払いが考えられる。実践ガイドブックやコラムとして、案件内容によっては单一年度内の複数回の支払タイミング設定（部分払い）が、より有効な競争に寄与することを解説する
- ・ ただし、中小・スタートアップを中心とした、資金繰り面のニーズを持つ事業者の参画が想定される案件内容であることや、事業者との事前のコミュニケーションによって、検討すべきであることも考慮する（事業者との事前のコミュニケーションについては「⑤内部統制等による透明性の確保」において記載）
- ・ また、契約内容に応じた部分払いの検査・検収が必要となる旨も言及する。言及にあたっては、ベンダーの立場、視点（毎月・四半期払いなど）と、国の立場、視点（調達内容に則した支払など）のバランスを考慮する事の重要性についても記述する

【中期的施策】

- ・ なし

（参考）検討会等で議論された主な内容（議事概要より引用）

※「A-1(a) 柔軟性のある運営」、「A-1(b) 前金払・概算払い」共通

- ・ 部分払いをするまでの検査・検収の内容は、契約内容が変化・変容してくるのであれば、それに応じた検査・検収が行われるべきである。例えば、ベンダーの立場、視点（毎月・四半期払いなど）だけではなく、国の立場、視点（調達内容に則した支払など）で、支払いを分けることも考慮するべきである
- ・ 観測データや市場調査結果を評価して、改善を柔軟に企画し、分析改善企画業務をアドホック運用とは別の事業者を調達するという方向性について、まず発注者側の職員自らが分析改善企画を担えないかという検討は必要。日常的な分析改善企画業務とアドホックにある事業者との対話等を、全体として設計して、どういう部分に、どういうリソースを活用していくのかをシステム調達の時に既に考えていく必要がある
- ・ 予算制度の柔軟化は行政の業務プロセス再設計（BPR）を伴う可能性があるため、BPR どのように取り組んでいくかを検討していく必要がある

■ 検討論点「B-1 中小・スタートアップ企業等の参入機会の拡大」 「B-2 システム調達プラットフォームの整備」に係る施策の方向性

【短期的施策】

- ・ 中小・スタートアップ企業等が財務や実績が求められる高い等級を取得することは難しいことから、入口段階で事業者を絞るのではなく、入札参加資格の等級制限の緩和等を実施し、価格だけではなく、より提案内容を評価する仕組みを検討する
- ・ 国として受け入れられるリスク・受け入れられないリスクを整理し、損害賠償金額の上限設定について合理的な判断ができるように整備する
- ・ 電子入札の原則が定められているデジタル・ガバメント推進標準ガイドライン群にて、事務手続きの簡素化や入札資格の等級制限の緩和等について周知拡大を図る
- ・ 入札説明書に電子入札・電子契約を原則とする旨を記載した上で、既存の仕組み（GEPS や調達ポータル、e-Tax 等）を活用し公告から契約締結までの事務手続きのデジタル化やペーパレス化、提出書類の削減等を検討する
- ・ 年間の調達計画（WTO 案件）を中心に調達情報等を早期に開示する
- ・ システム調達においては、中小・スタートアップ企業等との直接契約を増やす環境を整備するまでの当面の対応として、中小・スタートアップ企業等の役割分担を明確にし、中小・スタートアップ企業等の参入障壁になっている事務手続きや財務上のリスク（損害賠償の上限がない契約、倒産リスク）を委託元が担うことを前提とした再委託を活用する。また、再委託の活用に関しては、応札時の再委託情報の確認（体制図・役割分担の提出）、契約期間中の元請・再委託先の運用体制の確認、再委託先の事業者を含めた契約等事業者一覧の公開、再委託に関するトラブル（中抜き等）を防ぐための仕組み等を検討する
- ・ 本検討会の最終報告書の整理を踏まえ、まずは令和5年度（2023年度）デジタル庁においてDMPに必要となるカタログサイトの構築実証を行い、幅広い事業者のサービス登録を募る。その上で事業者・行政機関双方の利用体験について検証を進める
- ・ DMPの想定する調達手法が、我が国に於いてどのようにDMPを導入すべきか課題を整理し、来年度引き続き検討を進める。これを踏まえ、デジタル庁以外においてもDMPがどのように活用可能か検討する

【中期的施策】

- ・ システム調達における再委託比率制限の撤廃や緩和について、“中抜き”を防止するような再委託に関するガイドラインを整備する。また、損害賠償金額上限の設定の考え方に関するガイドライン群を整備することも含めて検討する
- ・ 様式の統一化や簡易的に受発注を行えるような手続きを検討する。（DMP等の活用）また、幅広い端末で入札できるアクセシビリティ環境を検討する

- ・ 中小・スタートアップ企業等との直接契約を増やすために、システム開発や運用・保守案件等の合理的な調達単位に細分化する調達担当官の能力を高めることを検討する。また、高度な技術力を持つ中小・スタートアップ企業等に調達担当官が能動的に働きかけられるよう、中小・スタートアップ企業等の情報やエコシステムの仕組みをもつ省庁や自治体等との連携を検討する。あわせて、次フェーズや類似の案件の入札情報を調達担当官から再委託先に案内する等、中小・スタートアップ企業等へ直接の働きかけを行うことを検討する
- ・ 上記2点（カタログサイトの構築、調達手続きの整理）ができ次第、まずはデジタル庁でのDMPによる手法を試行する。その上で、想定利用主体を前提に、デジタル庁以外の行政機関の利用についても運用体制も加味しながら段階的に拡大することを検討する

(参考) 検討会等で議論された主な内容（議事概要より引用）

- ・ 情報システム調達においては、短期的には再委託の活用が必要であり、参入機会の拡大の有効な手段でもあるが、過去に生じたセキュリティ要件や中抜き等のトラブルを防ぐためには、応札時に再委託情報も含めて評価する等のルールが必要である
- ・ 再委託という形でプライムベンダーに責任を負わせるのではなく、発注者側が適切な責任分解点で契約区分を切る能力を持ち、中長期的には中小・スタートアップ企業等との直接契約を増やしていくことが望ましい
- ・ 各府省庁や局単位、担当者単位で様式が異なるケースもあり、様式の統一化を検討する
- ・ 既存の仕組み（GEPSや調達ポータル等）を活用し、デジタル化やペーパレス化、不要な書式の廃止や削減等を推進する。また、企業側の任意書式を認める等の形式面での要件緩和や幅広い端末で入札できるアクセシビリティの確保を検討する
- ・ 前例踏襲ではなく、合理的な判断のもと、国として受け入れられるリスク・受け入れられないリスクを分類した上で損害賠償の上限設定を検討する
- ・ 諸外国がどのようにスタートアップの倒産リスクに対応しているのかを調査する
- ・ 再委託先の実績について、総合評価や企画評価で評価し、次フェーズや類似の案件時には再委託先にも声をかける等、中小・スタートアップ企業等へ直接の働きかけを行うことが必要である
- ・ 中小・スタートアップ企業等が入札等級でAをとることは難しいことから、入札等級の緩和等を検討する。また、入札参加資格や認定等の入口部分ではなく、内容を評価して落札者を決定することを検討する

④ベンダーロックインの排除

施策 10 疎結合化やオープンな技術の促進

施策 11 請負事業者の知的財産権の保護とベンダーロックインの予防のバランスへの配慮

(関連する検討論点と詳細な施策)

■ 関連論点「C-1 ベンダーロックインを予防するアーキテクチャ」に係る施策の方向性

【短期的施策】

- ・ 疎結合化やオープンな技術の採用に成功した優良・失敗事例について、実現性調査や検証の進め方も含めた事例集を作成し共有する
- ・ 既存システムの次期更改に向けて、疎結合化やオープンな技術の採用、データポータビリティ等に係る調査研究・実機検証業務を調達することをガイドで後押しする。特にデータポータビリティに関しては、個別案件において対応策の検討を実施する
- ・ 事業者の入札検討時に、ブラックボックス化を防ぐための資料（ソースコードやインフラ設定等）を閲覧・検索出来るような仕組み・準備をガイドに落とし込む
- ・ デジタル庁内において、疎結合化やオープンな技術の採用に関する調達仕様書の記載内容等について相談可能な窓口を整備する
- ・ 入札検討を目的とする、誓約書を提出した事業者に、資料閲覧・検索しやすい情報公開の工夫を検討する
- ・ 一者応札の防止に向け、一者応札の要因を整理し、その対策としての具体的な仕様書の記載案を整理し、類似事例における防止方法としてチェックすべき事項の整理を行い、デジタル庁での試行を検討する
- ・ システム調達の在り方の変化、オープンソース化のメリット等を踏まえつつ、官公庁内のソースコードの共有等、実利に適った検討を進めていく。そのために、「受託事業者からソースコード及び関連ドキュメントの提供」、「オープンソースソフトウェアの活用」について、調達要件として求めていく予定

【中期的施策】

- ・ ソースコードの再利用・共同利用の推進策、および権利関係の整理、セキュリティ確保、改善・課題リクエスト対応運営といった事項を事前検討した上で、オープンソース化のポリシーを整備する
- ・ 作成されたオープンソース化のポリシーに基づいて、権利関係の整理、セキュリティ確保、改善・課題リクエスト対応といった運営の詳細を、発注者側や機関側の役割責任を明確にしながらガイドに落とし込む
- ・ 疎結合化やオープンな技術の採用に向けた相談窓口を府省庁横断的に整備する。合わせて、疎結合化によって弊害となりうる相互運用性の低下を取り除くための仕組みを検討する

- ・疎結合化やオープンな技術の採用に成功した、設計・開発業務の調達仕様書、事前の調査研究・実機検証業務の調達仕様書や報告書を集約し、特定製品名等のキーワードで検索可能とする
- ・オープンソースとして公開する際に使用する基盤やプラットフォームを準備する
- ・公開されたソースコード等に対する改善・課題リクエスト対応運営を行えるよう、該当組織の人員を採用・育成する
- ・システム全体の在り方を検討し、オープンソース化することでメリットがあるものに限り、オープンソース化に適したソースコード/モジュールについて、コミュニティの管理・運用ルールや環境整備等を検討した上、その実現を目指す。
- ・知的財産権の所有関係とともに、データベース構造やソースコード等が事業者側に知的財産権が帰属することを理由に直接開示できない場合でも、改修・運用に必要な内容に変換したうえで提供が受けられることやその必要負担の考え方、ベンダーとの協議内容をガイドする
- ・知的財産権の所有関係を踏まえて、改修・運用に必要な内容の提供をベンダーから受けるための相談窓口を、府省庁横断的に整備する
- ・知的財産権の所有関係や、改修・運用に必要な内容の提供を受けるための契約書様式を、情報システム調達の類型（発注側と事業者の関係）ごとに整える

(参考) 検討会等で議論された主な内容（議事概要より引用）

- ・バイドール法自体は活躍したと思うが、若干古くなっているので、もう少し民間の契約形態を取り入れやすい制度に変えていった上で、知財の部分を調整する必要がある
- ・ベンダーロックインの予防に関しては、データポータビリティは非常に重要であり、様々な案件について個別の検討を進めてよいのではないか
- ・オープンソース化は請負事業者が減らないか懸念されるため、ケースバイケースでの検討が必要である
- ・政府が受託開発したソフトウェアそのものをオープンソース化し、他の行政も使えるようにすることもベンダーロックインを排除するという意味で重要であり、機密性の高いもの以外は基本的にオープンにする方向性を徹底すべき
- ・システムの疎結合化を進める上では、相互運用性の確保が非常に重要であり、行政内で横並びで動ける仕組みを日本でも整え、浸透させていくことが必要

⑤内部統制等による透明性の確保

施策 12 透明性を支える内部統制等の充実及びサポート部門との連携による実効性の確保

施策 13 システム調達情報の明確化

(関連する検討論点と詳細な施策)

■ 「C-2 システム調達の透明性に係る検証機能の整備」に係る施策の方向性

【短期的施策】

- 以下のように、調達監査部門全体における役割を強化・徹底し、サポート部門との連携により実効性を確保する
 - 内部監査部門は調達プロセスについて、準拠性の観点からチェックリストの整備による質の高いモニタリングを実施するとともに、PDCAサイクルを回すことで、ガイドラインの定着化を図る
 - サポート部門は、相談窓口として活用することで、助言機能として整備する
 - 調達支援チームは調達監査部門横断的に統制を図ることで、PDCAサイクルの実効性を担保する。また、サポート部門とも連携して、効果的・効率的なシステム調達ができるよう調達担当者に対して助言・支援する
- 事業者との事前接触においては、技術的対話による企画競争を推進しつつ、RFIや意見招請も活用しながら、不適切なやり取りにならないようルールを遵守した上で対話を推進する。また、技術的対話やRFIの活用を促すため、実施する際の活用例をまとめる。併せて、民間からの出向者等向けにルールや資料についての周知及び説明会を実施する

【中期的施策】

- 調達に関する情報を外部に開示する方法を検討する。開示方法の検討においては、既存の仕組み(GEPSや調達ポータル)を活用し、効率的な導入を推進する
- 内部監査部門において、専門人材を外部及び内部から確保する。人材採用の際は、過去の慣例踏襲に傾くことがないよう、新しい観点で改善できる人材を確保するという点に留意する

(参考) 検討会等で議論された主な内容（議事概要より引用）

- 調達監査部門の役割については、内部監査部門を中心とした準拠性の監査だけではなく、効果的、効率的に優れたシステム調達ができるよう、調達担当者と並走する形での助言機能も整備すべきであり、今後は調達支援チームやサポート部門を活用して、調達担当者を支援する機能を整備する必要がある
- 過去の慣例踏襲に傾くことがないように、新しい観点から一緒に改善できるような人材を確保するという観点が重要である

- ・ 入札公告前の事業者との事前接触においては、技術的対話やRFIの活用を促すため、実施する際の活用例をまとめることが有用である。また、新しく入省する民間からの出向者向けにルールや資料についての周知及び説明会の実施も検討する。さらに、判断に困った際に相談できるような相談窓口も整備することで、不適切なやり取りにならないよう支援することが必要である
- ・ RFIを実施した際、意見を出した企業を公開することで、企業同士の企業間の対話を生み出すことが期待される（但し、談合のきっかけにならないように、セットで対策を講じることも必要）
- ・ 調達に関する情報の開示を検討する際は、既存の仕組み（GEPSや調達ポータル）を活用し、効率的な導入を推進する。また、現状各省ごとに調達窓口が分散しているため、GEPSや調達ポータルを活用して意見を集約できないか検討する
- ・ 主な施策「⑤内部統制等による透明性の確保」について、「調達をサポートする各組織がモニタリングや積極的な助言・支援を実施する」という記載がある。既存組織を活用してモニタリングできればよいが、必ずしも他省庁が情報システムの調達を適切にモニタリングできる人材を保持しているとは限らないことは認識しておくべき。これを踏まえ、今後、全省庁に広げていくためには、体制の見直しも提言していくべきである。
- ・ 透明性の確保においては、今回設定した新しい施策（①～④）を進めていく中で、事業者を巻き込んでいく場合の事業者の選択プロセスの公開が大事である。外部からの情報開示請求に対する情報開示を進めて欲しい。

5. おわりに

今後、これらの施策について、実効性を持たせるための各般の取組みを期待するものであるが、前述のとおりこれらの取組みは広範多岐に渡っており、人的資源の不足を考慮すれば、個々の施策の効果を見定めつつ、プライオリティをつけて臨機応変に進めていくことが求められよう。

すなわち、施策の内容全てを確実に実施することに拘泥するのではなく、見定めた方向性にてまずデジタル庁において試行し、情報システム調達の課題に対する改善が見られるか等を適宜評価しつつ、効果が認められたものについては、各府省や自治体等にも広く展開を図るものとし、効果に疑問が生じたものについてはその原因分析や、方向性の変更等を検討することが肝要である。

以上から、これらの施策の取組状況について、定期的な進捗確認・効果測定を実施するとともに、本検討会において約1年後を目途に取組みの進捗状況及び方向性等についての妥当性検証を行うことを要請するものとする。

デジタル庁情報システム調達改革検討会 構成員名簿

[構成員]

有川 博 日本大学 総合科学研究所 客員教授
◎梶川 融 太陽有限責任監査法人 代表社員 会長
川澤 良子 Social Policy Lab 株式会社 代表取締役
木村 康紀 日本橋東京法律事務所 代表弁護士
坂下 哲也 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 常務理事
隅屋 輝佳 世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター
アジャイルガバナンスプロジェクトスペシャリスト

[オブザーバー]

宇田川 徹 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局
イノベーション推進担当 企画官
鈴木 大造 財務省 主計局 法規課 主計企画官
武田 卓 神戸市 医療・新産業本部 新産業課長
根本 直樹 デジタル庁 ガバナンスマネージャー
長谷川 和人 デジタル庁 ガバナンスマネージャー
巻嶋 國雄 東京都 デジタルサービス局 デジタル改革担当部長
松本 博明 内閣府 規制改革推進室 参事官
渡辺 琢也 経済産業省 商務情報政策局 情報産業課
ソフトウェア・情報サービス戦略室長
内閣官房 副長官補室
公正取引委員会 事務総局 経済取引局 調整課

[事務局]

デジタル庁 戰略・組織グループ 調達支援・改革担当

※五十音順、敬称略

※◎は座長

以上